

JIS

造船用語 — 特殊船 — 機器

JIS F 0042:1998

(2003 確認)

平成 10 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS F 0042-1984は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、国際規格との整合を図るために、対応国際規格を翻訳し、その内容を変更することなく採用し、規定内容の一部を改正した。

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 59.11.15 改正：平成 10.4.20

官 報 公 示：平成 10.5.6

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 斎藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

造船用語—特殊船—機器

F 0042:1998

Shipbuilding-vocabulary—Special vessel—Equipment

序文 この規格は、1991年第1版として発行され、1997年現在改正作業中である、ISO/DIS 8384 Ships and marine technology—Dredgers—Vocabularyとの整合化を図るために、従来の日本工業規格と対応する用語については、対応国際規格案を翻訳し、その内容を変更することなく採用した日本工業規格である。

なお、この規格で対応する国際規格案と整合化した項目の記述で、点線の下線を施してある部分は、対応国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、造船用語—特殊船のうち、特殊船に特有な機器の用語について規定する。**備考** この規格の引用規格を、次に示す。

ISO/DIS 8384:1997 Ships and marine technology—Dredgers—Vocabulary

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。**JIS F 0041 造船用語—特殊船—種類****3. 分類** 用語の分類は、次による。

- a) 海洋調査船用機器
- b) 海底資源採取船用機器
- c) しゅんせつ船用機器
- d) 各種作業船用機器
- e) 海上作業台船用機器
- f) 海上浮器用機器

4. 番号、用語及び定義 番号、用語及び定義は、次による。

なお、参考のために対応英語、慣用語及び法律用語(法)を示す。